

經濟論叢

第八十八卷 第五號

- 自由化と日本貿易……………松 井 清 1
- 明治前期の「国立銀行」
における減価償却（承前）……………高 寺 貞 男 26
- ドイツ独占確立期における
自己金融と決算政策(一)……………津 守 常 弘 51
- 日本地主制と農本主義……………坂 井 好 郎 67
-

昭和三十六年十一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

明治前期の「国立銀行」における減価償却（承前）

——明治減価償却史研究Ⅱ——

高 寺 貞 男

三

前回において詳論したように家屋の減価償却は明治八年上半季に第一国立銀行と第四国立銀行において開始された。そして、それはまたわが国における減価償却の発端でもあったが、その後明治九年八月に改正国立銀行条例が公布されるまで第一期の国立銀行で減価償却をはじめめるものは皆無であった。たとえば、「東京日日新聞」に公告された第五国立銀行の明治八年上半季の「第四回上半季報告」から明治九年下半季の「第七回ノ報告書」までを調べてみると、当行は明治九年下半季になってはじめて「營業用地所家屋代ノ内償却一五〇〇」を計上している。

このように第一・第四国立銀行ではじめられた減価償却実践は、その後一年半をへてやっと第五国立銀行へ波及した（第二国立銀行については不明）が、以下しばらく明治八年上半季から明治九年下半季までの減価償却実施状況を第一国立銀行を中心として——第四国立銀行はあとにまわす——みてゆくことにしよう。（第四表参照）

第一国立銀行は「考課状」の説明によると、明治八年上半季にはじめて「家屋建築入費即チ營業用戻し入」に減

償却¹⁾トシテ金三千円……ヲ〔利益金ヨリ〕引去リ²⁾。純益金を算定し、「右計算ノ中營業用ニ引去リタル分ハ本支店
家屋建築ノ費用十六万二千二百円ノ元入ニシテ此元金ハ素ヨリ不動ノ財産ニ候得共其年月ヲ経ルニ從ヒ自然損傷ス
ヘク随テ價格モ低減スヘキニ付……追々利益金ノ内ヨリ引去リ營業用元高ヲ減少可致旨取締役之ヲ決議シ向後每半
季多少其高ノ戻シ入可相立見込ニ候³⁾」と今後定期的に減価償却をする予定であることを宣言した。そして、この償
却計画通り、明治八年下半年（この季から国立銀行貸借対照表の形式が一般式から英國式となる⁴⁾）には「家屋建築
費入費戻シ入トシテ金壹万三千五百円……ヲ〔利益金ヨリ〕引去リ⁵⁾」、つづいて明治九年上半年（この季から新聞公
告の各国立銀行「損益勘定」の形式が「利益処分計算書」型となる⁶⁾）になると、「營業用戻シ入トシテ金壹万五千
円ヲ〔純益金中ヨリ〕引去リ⁷⁾」、減価償却が増額されたわけをつぎのように説明している。

「右營業用戻シ入ハ敢テ一時ニ要求スルモノナラサレハ追々純益金中幾分ヲ以テ毎季之ヲ繰戻スヘキコトナレト
モ当季ノ利益計算ノ如キ一月ノ予算ヨリモ幾分超過ヲ見候ニ付前条ノ額ヲ戻シ入候見込ニ候⁸⁾」

さて、以上のように第一国立銀行は利益金の大小に応じて減価償却を計上したが、かかる利益比例減価償却は前
回にも指摘したように「必用ノ支店又ハ屋宅等ノ建築費ハ都テ銀行年々ノ諸經費トシテ之ヲ仕払¹⁰⁾」うという明治六
年六月一九日の「第一国立銀行利益金配当（『分配』定則）」と矛盾するので、明治九年七月一六日の第一国立銀行第
八回株主集會において、つぎに引用するように右の利益金配当定則を改正し、純益金（『利益金』）の一五分の一を家
屋の減価償却にあてることを確認した。

「第三」の改正案」

利益金配当定則ヲ改定ス可キ事

明治前期の「国立銀行」における減価償却（承前）

第四表

第一国立銀行財務諸表の抜萃

	半季実際報告	利益金割合報告	備考
第四 明治八年 上半季 考課 状	(借方) 営業用 家作 一五九,二〇〇 地所 什器	(借方) 営業用 辰シ 入三,〇〇〇	家屋減価償却は 直接法により控 除。
第五 明治八年 下半季 考課 状	(貸方) 銀行所有物 地所 壹〇〇九〇 家作土蔵 壹三九壹〇 什器 壹〇〇〇〇 (借方) 株主ヨリ借 営業用 辰シ入 壹三五〇〇	(借方) 営業用 辰シ入 壹三五〇〇	家屋減価償却は 間接法により控 除。ただし、「東 京日日新聞」に 公表された「第 五回報告」では 「貸方」の「營 業用一四五七〇 〇」は、直接法 による控除後。 貸借対照表英國 式となる
第六 明治九年 上半季 考課 状	(貸方) 銀行所有物 地所 壹〇〇九〇 家作土蔵 壹貳五六〇 什器 壹〇〇〇〇 (借方「純益金」は償却その 他控除前利益)	(借方) 営業用 辰シ入 壹五〇〇〇 (借方「純益金」は償却その 他控除後利益)	減価償却は純益 金の処分とな る。ただし貸借 対照表において のみ。したがっ て借方銀行所有 物は償却前残高 である。
第七 明治九年 下半季 回考 課 状	(貸方) 銀行所有物 地所 壹〇〇九〇 家作土蔵 壹壹〇六〇 什器 壹〇〇〇〇	(借方) 営業用家作及家 具代之内償却 貳壹四〇〇	家作土蔵の償却 11,400円、什器 の償却10,000円

- (a) 片野一郎『日本・銀行簿記精説』p.106, (b)p.108.
 (c) 『日本金融史資料・明治大正編・第三卷』附録, pp.72—73. (d)p.77.
 (e) 『東京日日新聞』明治9年1月20日【第1232号】
 (f) 『日本金融史資料・明治大正編・第三卷』附録, p.88, (g)p.93, (h)p.112.
 (i) p.119.

明治前期の「国立銀行」における減価償却（承前）

第八十八卷 三二四

第五号

二八

是ハ従前ノ制、例ヘハ半季ノ純益金ヲ以テ銀行株金高ニ対シ年考割以上ニ出レハ其百分ノ拾ヲ別段積金トナシテ之ヲ銀行ニ貯蓄シ置キ、又其百分ノ拾七ヲ役員賞与ノ配当ニ充テ、而シテ其金額ヲ四項ニ區別シ以テ之ヲ支給ス、今其制ヲ廢シ、更ニ左ノ方法ニ改定ス可シ、例ヘハ半季ノ總勘定ニ於テ諸經費ヲ引去リ（貸金ノ滞リアレハ其低当〔「貸倒引当金」ヲ引去ル）純益金拾万ナレハ、其拾五分ノ一、即チ金六千七百円ヲ營業用地所家作代ノ戻シ入トナシ、残り金九万三千三百円此ノ拾分ノ一即チ九千三百円ヲ別段積金トナシ、又其残り金八万四千円此百分ノ拾七即チ金壹万四千三百円ヲ役員賞与配当ニ充テ、其残り金六万九千七百円ヲ株高ニ応シテ割賦配当ス可シ

〔中略〕

……此改正ノ三件ハ洪沢〔榮二〕氏立案ノ通異議ナキ旨ヲ述タリ¹¹⁾（傍点―高寺）

右のような「第一国立銀行利益金配当定則」の改正につづき、明治九年九月一二日にはさらに、同年八月一日に公布された改正国立銀行条例を「遵奉シ、当銀行ヲ創立スル為メ、其株主等協議ノ上決定スル所ノ」定款は、それまでの明治六年六月一日決定の原始定款にはなかつた「利益金分配ノ事」という条項を新たに設け、そこでつぎのように純益金の一五分の一を減価償却にあててゐることを再確認した。

「第三十六条

当銀行ノ總勘定ハ毎年兩度^六十二月其正算〔「決算」〕ヲ為シ、全体ノ殖益金〔「收益」〕ヨリ一切ノ諸經費ヲ引去リ其純

益金ヲ現ハシ一月七月ノ總會ニ於テ明瞭ニ之ヲ報告シ、而シテ其配当割合ハ左ノ定限ヲ以テス可シ

純益金高十五分ノ一、營業用地所家作ノ戻入

是ハ地所家作ノ代価時価ノ半額ニ抵ル迄ヲ目的トシテ此戻シ入ヲ為スヘシ

差引残益金高十分ノ一 別段積金

是ハ株高ノ二割ニ抵ル迄ヲ目的トシテ積立ヲ為スヘシ、尤モ其定限ニ満レハ更ニ衆議ノ上増額積立ノコトヲ決スヘシ

又差引残益金高百分ノ十七 諸役員配当金

是ハ利益金賞与配当定則ニ從テ之ヲ配与スヘシ

差引残高

総株高へ配当

右計算中何分ノ幾何ト定ムルヨリシテ生スル処ノ端數ハ四捨五入ノ法ヲ以テ百円末満ノ高ハ之ヲ切捨ツヘシ

第三十七条

非常ノ變災等ニテ臨時ノ費用アレハ別段積立金ノ内ヲ以テ之ニ充ルコトアルヘシト雖モ、通常家屋ノ當繕、又ハ一切器具ノ冗入費、ハ都テ銀行年々ノ諸経費、トシテ之ヲ仕払ヒ、此積立金ヲ費消ス可ラス（傍点—高寺）¹³⁾

こうして翌季すなわち明治九年下半季には右の定款の規定にしたがい「營業用家具ノ償却トシテ〔什器代価〕金老

万円ヲ〔利益金ヨリ〕差引¹⁴⁾き、〔純益金拾七万千廿弍円拾三錢二厘〕の「拾五分一即壹万四百円ヲ營業用家作土蔵ノ

償却トシテ……〔純益金ヨリ〕差引¹⁴⁾いた。ただし、用語だけは定款中の「戻〔シ〕入」という用語を使わず、それに

代えて「償却」という現代用語を使用した。この点について、片野教授は「償却」という言葉は、すでに大蔵省用

語として早くから用いられたが、会社決算報告上にこの用語が現われたのは、この時が最初であろう¹⁵⁾といっている。

(1) 「東京日日新聞」明治八年七月三十一日〔第一〇八三号〕、明治九年二月七日〔第二二四七号〕、明治九年八月二日〔第一三九

七号〕、明治一〇年二月一三日〔第一五五五号〕。

(2) 日本銀行調査局編纂・土屋喬雄監修『日本金融史資料 明治編・第三卷』昭和三二年、附録、六五頁。

(3) 右同、附録、六五頁。

(4) 明治六年一二月に大蔵省紙幣寮より翻訳・補足の上刊行された『銀行簿記精法』に示された「書体第二」中の「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ披露」(貸借対照表)の形式は一般式であり、借方に資産、貸方に資本・負債・「損益勘定」が記されていた。(『日本金融史資料』^{明治}編・第五卷)昭和三年、七二五頁。また、『精法』の刊行と同時に大蔵省が作成・交付した「国立銀行定期報告差出方規則」も「銀行半季實際報告(貸借対照表)ハ……借方ハ即チ銀行ノ資産權利ニシテ貸方ハ即チ銀行ノ負債義務ナリ」(『明治財政史・第十三卷』明治三八年、六三三—六三四頁)と一般式をとっていた。

東教授は「この形式の出所を案ずるに蓋しこれ、時の歴教師英人「アトレン・シャンド」氏の銀行簿記教授中に胚胎したるものたるべく、而して右英國条例(一八六二年会社法)発布と、我國の銀行条例公布とは恰も同年なる所より考ふるときは、同外国人の指導したる形式は、正しく英國にて右条例発布以前に普通行はれしものに係り、彼の所謂「スコットランド」式「一般式」に依りたるものと云はざるべからず」(東夷五郎『商業會計・第一輯』第三版、大正三年、六頁)と説明している。だが、この説明は筆者が傍点を付した箇所を取除いてはじめて正確となる。なぜなら、国立銀行条例が公布された明治五年(一八七二年)は明らかにイギリス会社法制定より十年あとであるからである。(多分、東教授は七二年を六二年と読みちがえたのであろう)だとすると、シャンドは英國式をはじめ採用した一八六二年イギリス会社法の附属雛形三三三号(註、Henry Raad Hatfield, *Modern Accounting, Its Principles and Some of Its Problems*, New York 1909, p.66.)を知らなかつたか、または知っていても故意に英國式をとらなかつた、と考えられる。

だが、一般式は長く続かず、明治八年下半季から英國式に転化した。この形式転化は「各銀行毎月半季實際報告並利益金割合報告野表等之義従来相用候書式ニテハ検査之節銀行元帳ニ突合方等不便之嫌不少」(『日本金融史資料』^{明治}編・第三卷)四六一頁)との理由で明治七年一〇月に改正された報告野表によるものと考えられるが、その当否はともかく、第四・第五表に示めたように第一・第四銀行の明治八年下半季考課状附属貸借対照表から英國式にいつせいに切換っている。そして、それと同時に「東京日日新聞」に公告された第四国立銀行「第四回半季報告」(『東京日日新聞』明治九年一月二十九日〔第一二四〇号〕)および第五国立銀行「第五回報告」(『東京日日新聞』明治九年二月七日〔第一二四七号〕)の貸借対照表も英國式にならぬ、資産の部を「貸方」負債、資本の部を「借方」と呼称するようになった。ところが、このような公告貸借対照表における

英國式呼称への転化は第一国立銀行では半年おくれた。というわけは、第一国立銀行では明治七年上半季突際報告（『東京日日新聞』明治七年七月二日（第七四九号）、「第一銀行史・上巻」昭和三年、四五四―四五九頁）から貸方・借方という用語の代りに「渡シ方」「受ケ方」という用語を使用し、明治八年下半季「第五回報告」（『東京日日新聞』明治九年一月二〇日（第一二三三号））になってもその平易な用語をすてなかつたからである。そして、明治九年上半季「第六回報告」（『東京日日新聞』明治九年七月二日（第一三八八号））から英國式の呼称に変わっている。

なお、明治九年上半季の新聞公告から、第一国立銀行は損益勘定の収益・費用の部をあらわす用語として「入方」「出方」を用い、また第五国立銀行も同季の「第六回報告」から「入ノ部」「出ノ部」という用語を使用した。片野教授によると、この「呼方は明治6年福沢諭吉「帳合之法」の中に訳者福沢諭吉の注記として「……日本人ニ分リ易クスルニハ借ノ処ニ出ト記シ貸ノ処ニ入ト記シナバ我家ヨリ金ガ出、我家ニ金ガ入リタリト云フ考ニテ初学ノ者ニ便利ナラン……」（『初編、一、九一―一〇頁―高寺』）と記してあるところを応用したものと考えられる。明治10年代の新聞に公告されている国立銀行の財務諸表には……（この）呼方をとっているものがしばしば見うけられる。（片野一郎『日本・銀行簿記精説』昭和三十一年、一三五頁。）

(5) 『日本金融史資料』^{明治}大正編・第三巻「附録、七一頁」。

(6) 「第一国立銀行の明治9年上半季の公告損益勘定表の内容は、「入方」に計上されているのは「当季純益金」と「前半季繰越高」の二項目のみであり、これに対し「出方」には「營業用家屋代戻シ入」・「諸役員配当金」・「別途積立金」・「当季割賦金」・「後半季繰込」が計上されている。つまり、入方には当季処分可能利益額が示され、出方にはその処分項目とその金額が示され、その計算は損益計算ではなく利益処分計算となつた。かくて、第一国立銀行の損益計算表は、明治8年上半季では当期損益計算兼利益処分計算を内容としていたが、明治9年上半季には当期損益計算を完全に払拭し、単に損益計算の結果たる当期純利益と前期繰越利益を受取つてこれを処分する計算を内容とするものに一変した。……明治9年上半季の第五国立銀行の公告「損益計算表」（『でも』……第一国立銀行の場合と全く同じ構造上の変化を示している。（片野、前掲書、一四二―一四四頁。））このように明治九年上半季の新聞公告にはじめて出現した「利益処分計算型」公告損益計算表は、『銀行簿記精説』の「書体第二」中の「香港上海銀行損益勘定書」の形式を踏襲したものであるが、明治九年八月の国立銀行条例改正後に設立された各国立銀行では右の形式にしたがい損益勘定を公告しているものが多い。

- (7) 『日本金融史資料』明治編・第三卷』附録、八六頁。
- (8) 私の知るかぎり、第一国立銀行で「一年間ノ損益ヲ按算」して損益予算をたてたのは、明治八年八月一日の「第一国立銀行 向後營業ニ付資本金使用方法並損益概算」(渋沢青淵記念財団龍門社編『渋沢栄一伝記資料・第四卷』昭和三〇年、一七七—一七八頁)である。したがって、明治九年一月の損益予算は第二回のものであると思われる。
- (9) 『日本金融史資料』明治編・第三卷』附録、八六頁。
- (10) 右同、四四頁。
- (11) 『渋沢栄一伝記資料・第四卷』二二九頁。
- (12) 『日本金融史資料』明治編・第三卷』五七二—五七三頁。
- (13) 『渋沢栄一伝記資料・第四卷』二五三頁。
- (14) 『日本金融史資料』明治編』附録、一一〇頁。
- (15) 片野、前掲書、一一〇—一一一頁。

四

前章の末尾に引用したように片野教授は、会社決算報告上に「償却」という用語が現われたのは第一国立銀行の明治九年下半季「第七回考課状」が最初であろう、といっているが、はたして事實は教授の言葉通りになつていたであらうか。私の考えでは、この疑問に対する解答は、「会社決算報告」を財務諸表(具体的には「考課状」)附属の「半季利益金割合報告」とさらに新聞公告の「損益勘定」自体に限定する場合と財務諸表附属説明書(具体的には「考課状」)における計算事項の説明)をも含めて考える場合とでは、違ったものとなる。

そこで、順序は逆となるが、後者の財務諸表附属説明書を各国立銀行について調べてみると、つぎのような驚くべ

	半季報告表 [B/S]	損益勘定内訳	備考
第三回 明 治 八 年 上 半 季 報 告 a	(借方) 営業用 一三,二二一・五九 (タテ書)	金千三百〇六円九拾八銭 営業用十分ノ宅消却 (タテ書)	
	(貸方) 営業用 一万千三百四十三円八十六銭	金六百六十四円八十九 銭本支店営業用ノ内消却	貸借対照表 英國式とな る
	第四回 明 治 八 年 下 半 季 報 告 b	(貸方) 営業用 一万〇九百十五円六十一銭〇	金五百円 営業用ノ内消却
第五回 明 治 九 年 上 半 季 報 告 c		家屋土蔵差引残金四千三百 八拾四円五拾九銭三厘 所有地差引残金六千五百円也	営業用償却トシテ金千円 家屋土蔵減 価却500 円。地所減 価却500 円。
	第六回 明 治 九 年 下 半 季 報 告 d		

明治前期の「国立銀行」における減価償却（承前）

第八十八卷 三三〇

- (a) 「東京口口新聞」明治8年7月20日〔第1073号〕。
 (b) 『日本金融史資料・明治大正編・第三卷』附録, pp. 265—266. (c) p. 267.
 (d) pp. 274—275.

第五号 三四

き事実が明らかとなる。すなわち、第五国立銀行は明治六年下半季の「第一考課状」で「創業願中重久佐平太宅ヲ東京枝店ト定メシニ去ル十二月八日類焼セリ此失耗且創業入費開店マテノ諸雜費等償却ノ道株主一同注意ヲ煩ヘン……都合宅万五千三百五拾式円八拾七銭ノ諸入費ヲ悉皆償却イタシ候¹⁾」(傍点—高寺)と「償却」という用語を使ひ、ついで明治七年上半季の「第二考課状」では「東京及ヒ鹿兒島枝店建築入費ハ未タ造営中殊ニ当半季純益金

モ、徹々タルカニヘニ右枝店建築齊整ノ上此入費高ヲ本年後半季ヨリシテ返償ノ途ヲ設ケ漸々之ヲ償却イタスヘク候²⁾」(傍点―高寺)と枝店建設入費の「償却」計画を宣言していた。(この償却計画が、前回において引用したアーラン・シャンドが明治八年三月の「東京第一国立銀行報告書」中でおこなった減価償却に関する勧告よりも十カ月も前に、立てられたことにわれわれは注目しなければならぬが、それが実現されたのは、私の知るかぎり、ずっとおくれ、明治九年下半季になってはじめて「第七回ノ報告書」の「損益勘定 出方」に「營業用地所家屋代ノ内償却〔トシテ〕一五〇〇³⁾」が計上された時である。)

つぎに財務諸表自体について調べてみると、明治七年下半季に「金二千百拾三円七拾三銭〔ノ〕創業入費消却⁴⁾」(傍点―高寺)を計上した第四国立銀行は、以後第五表にみられるように固定資産についても「消却」という用語を使用しつつづづけている。(明治九年下半季にも財務諸表自体でも多分「消却」という用語を使っていたのではないかと推察されるが、この時の財務諸表附属説明書では「營業用償却トシテ金千円……ヲ差引キ⁵⁾」と「償却」という用語を用いていた。)

以上試みた考証から、つぎのような結論をうることができる。

(1) わが国で財務諸表附属説明書においてはじめて固定資産について「償却」という用語があらわれたのは、第五国立銀行の明治七上半季「第二考課状」であった。

(2) 第四国立銀行は明治八上半季以来財務諸表自体において固定資産について「消却」という用語を使用していたが、「償却」という用語が財務諸表自体にはじめて出現したのは明治九年下半季における第一国立銀行「半季利益割合報告」と第五国立銀行「損益勘定」であった。

(3) 各国立銀行は減価償却を開始してから、それをあらわす用語としてそれぞれ勝手に「戻シ入」「消却」「償却」を使用してきたが、明治九年下半期に入ると「償却」という用語へ統一されるきざしがあらわれた。(この動きは後述するように、明治九年九月に大藏省において作成され、翌年六月に若干の修正を加えて各国立銀行に交付された「国立銀行報告差出方規則」において「所有物償却」という呼方が採用されたことと決して無関係ではない。)

ところで、ここで見逃してはならないことは、「償却」という用語に統一される動きがあらわれるまで第一国立銀行は「戻シ入」第四国立銀行は「消却」第五国立銀行は「償却」という具合に各行でそれぞれ無政府的に使われていた諸用語に当時における減価償却観がある程度まで統一的に反映されていたという事実である。もちろん、会計主体の会計認識はいつでも会計用語に反映するものではない。むしろ会計用語をいくら吟味しても、それを用いている会計主体の会計認識が採りだせないのが普通である。しかし、ある会計手続がはじめて採用された時期にそれをあらわすために使われた諸用語は、その多元性をもってその当時における会計主体の会計認識を明確な形ではないにしろ表現している場合が決して少なくはないのである。そして、ここに指摘したことは明治初年に使われた「償却」「戻シ入」「消却」という一連の用語にもそのまま当てはまるといつてよい。

私の考証によれば、「償却」という用語は、それが我国ではじめて使われた当時には、費用を償う (cover the expenses or costs) ということと元金を返償または償還することをともに意味する用語として使われていた。前者の費用を補う意味に用いられた例証としては、さきに引用した第五国立銀行「第一考課状」中の「諸入費ヲ悉皆償却イタシ候」という文言以外に、政府会計において「我邦最初ノ別途会計法〔特別会計法〕ナリ」といわれる明治

九年九月六日に太政官達をもつて定められた「各庁作業費区分及受払規則」第六条をあげることができる。

「第六条 作業費トシテ交付セシ原額ノ内興業費（器械ノ購入装置及家作建築等總テ創業ニ屬スル諸費）ハ扨切ノ例ニ抛リ精算シ漸次実檢ヲ經テ済備スルニ随ヒ益金ノ幾分ヲ以テ興業ノ費用ヲ償却スル等ノ方法ヲ設立スヘキト雖モ順序創設ノ際ナレハ姑ク各庁ノ便宜ニ任ス……」（傍点十高寺）

他方、「償却」という用語は、第五国立銀行「第二考課状」に「入費高ヲ本年後半季ヨリシテ返債ノ途ヲ設ケ漸々之ヲ償却イタスヘク候」とあることから容易にわかるように、元金ノ返債または償還を意味していた。このような使い方の他の例としては明治一〇年七月六日に太政官達をもつて定められた「作業費出納条例」第一条「作業費用概旨ノ事」における「凡ソ作業ニ属スル費途ハ一切之レヲ作業費ト称シ開業ニ際シ其資本金額ヲ定メ以テ營業百般ノ事款ヲ弁理シ而シテ該業ノ収入ヲ以テ資本ヘ償還シ、剩ル金額ヲ益金トシ嚮ニ消費スル処ノ金額ヲ漸次償却スベキモノトス」（傍点 高寺）という規定をあげれば充分であろう。

さて、右に引用した規定がそうであるように「償却」という用語はその二つの語義のいずれか一方に偏して使われる場合よりも、二つの語義をともに含んで用いられる場合が多かった。もちろん第四国立銀行が使った「消却」という用語は消耗した固定資本を補う意味に重点がかかっており、他と較べればより近代的用法に近かった。他方、第一国立銀行が使った「戻シ入」という用語は固定資本にたいする「元入金への戻入金」からきたものであり、元金を返済する意味に力点がおかれていた。しかし、この場合、營業用「戻シ入」は株主の元入金にたいする反対給付としての配当支払と同視されていたのではない。たしかに營業用「戻シ入」は利益処分項目におかれていたが、それは年々損消する固定資本元入金の保全のために利益の一部を留保しておく手続にほかならなかった。事実、国

立銀行における減価償却は、さきに引用した第一国立銀行の定款でもそうであったように、法定積立金たる別段積金⁹⁾、役員賞与金および配当に優先する利益処分項目として取扱われていた。

このようにみると、減価償却は当時にあつては純粹な費用項目としてもまた純粹な利益処分項目としても認識されず、両者の性格をかねそなえた中間的存在として把握されていたといえるであろう。

- (1) 「日本金融史資料^{明治}大正編・第三卷」四〇三頁。
右同、附録、三一—九頁。
- (2) 「東京日日新聞」明治一〇年二月一三日「第一五五五号」。
- (3) 「日本金融史資料^{明治}大正編・第三卷」附録、二六四頁。
右同、附録、二七五頁。
- (4) 「日本金融史資料^{明治}大正編・第三卷」附録、二六四頁。
右同、附録、二七五頁。
- (5) 「日本金融史資料^{明治}大正編・第三卷」附録、二六四頁。
右同、附録、二七五頁。
- (6) 「日本金融史資料^{明治}大正編・第三卷」附録、二六四頁。
右同、附録、二七五頁。
- (7) 「明治財政史・第一卷」明治三十七年、九二—一頁。
- (8) 右同、九二—四頁。

太田哲三教授は「明治初年の鐵道の會計規程には固定資産償却の条項があり、政府の出資金により建設した設備に対し、一定額を年償却して之を政府に返還すべき旨が定められた。」（太田哲三「減価償却疑義」商學研究〔東京商大研究年報〕、6〔昭和一八年一〇月〕、二頁）といっているが、それは明治一〇年七月六日の「作業費出納条例」（これは政府直營の事業場の外東京間・大阪間・神戸間・京都間の鐵道にも適用された）の第七条「収入金運用及工費償却損益比較等ノ事」におけるつぎのような規定にはかならない。

「凡ソ作業上ノ収入ハ營業資本ニ該製作物ニ係ル実費ニ償還シ剩ル員額ヲ益金トシ以テ損益ヲ計較ス而シテ益金ハ義ニ消費スル與業費及營業資本缺額補填ノ分償却ニ充ツヘキコト、ス

第一節

興業費ハ各償却ノ年期ヲ定メ凡ソ其基初等ノ保存年期ヲ參酌シテ豫定ス（ハ）シ益金ヲ以テ償却スヘキコト、ス

作業費中年期ヲ以テ償却スヘキ分ハ各製作物品実費ノ多寡ニ応シ加算徴収シテ之ヲ償戻スルモノトス」〔明治財政史・第一卷〕九三二—九三三頁。〕

したがって、つぎに引用する太田教授の文章中傍点を付した箇所は、間もなく明治一〇年七月に太政官達をもつて作業費出納条例が定められた」と訂正しなければならない。このような訂正の根拠をもう一つあげると、明治一八年春当時神戸鉄道局會計主務であった岡部民嘉（彼は明治八年商法講習所開設と同時に入学、同九年中退し、明治一四年九月に Eschiel Gihnan Folsom, *The Logic of Accounts*, N. Y & Chicago 1873 の抄訳『簿記法原理』を甘泉堂から刊行していた。——西川孝治郎「W・C・ホイトニーが伝えた簿記」産業経理、昭和三六年九月号、五六—五七頁、参照）が鉄道局長井上勝に提出した「工部省鉄道會計条例主意書」には「英国鉄道事業上ニ於テ施行スル所ノ會計法ニ擬シ又我邦現在ノ情況ヲ酌量シ以テ其組織ヲ設立セント欲ス」〔日本鉄道史・上巻〕六一二頁）と、「資本勘定（カピタルアカウント）」（同上、六一四頁）と「収息勘定（レウエニウアッカウント）」（同上、六一五頁）からなる複會計制度（double account system）の導入が上申されていたことから、も自明なように、この上申をとりあげて制定された明治一八年の「鉄道會計条例」には明らかに減価償却に関する規定が欠けていたからである。

「国有鉄道は明治初年の国庫資金を以て建設せられた。当初その會計に關する特別の制度もなかつたが、明治十八年に鉄道會計条例が定められた。その法律中に注目すべきことは償却の規定のあることで、鉄道財産に対しては一定率の償却をなし、これを国庫に納付することになつてゐた。国庫の費用で建設した設備を償却してそれを国庫に返付せよというので、償却と償還とが同意義に用いられたことは興味あるところである。（太田哲三『固定資産會計』昭和二六年、二六頁、傍点—高寺）

(9) 明治五年一月の「国立銀行条例」第十三条「銀行利益金分割ノ手續ヲ明ニス」の第四節は「右利益金ノ内少クトモ十分一以上ノ高ヲ除キ置テ元金ノ二割ニ至ルマテ銀行ノ別段積金トシ臨時ノ費用ニ供スヘシ」〔明治財政史・第十三卷〕四八頁）とわが国はじめての法定積立金の制度を設け、施行規則たる「国立銀行条例成規」の「諸務取扱ノ事」において「銀行ノ役人〔役員〕ハ勤メテ銀行ヲ堅固ニナス事ヲ心掛ケ其元金ヲ保全シ其積金ヲ貯蓄シ將來第一ノ最大ナル銀行タラシコトヲ謀ルヘ

シ 銀行ノ帳面ヲ兼日ニ示シテ贊称セラレ諸人ノ為ニ信用セラレ依頼セラル、ノ策ハ他ナシ只其積金ヲ多クスルニアル而已此理ヲ弁セハ銀行ノ利益ヲ分割スルニ臨ミ寧ロ株主等ノ望ミニ十分ナラストモ積金ヲ多クスルコトヲ注意スヘシ」(明治財政史・第十三卷)九八頁)と銀行の自己資本充実を半ば強制していた。

五

すでのべたように改正国立銀行例は明治九年八月に布告されたが、その直後すなわち「明治九年九月大藏省ニ於テハ国立銀行報告差出方規則ヲ作り尋テ十年六月之ニ些少ノ修正ヲ加ヘ當時開業セル各国立銀行（東京第一、横浜第二、東京第三、新潟第四、東京第五、福島第六、高知第七、豊橋第八、山梨第十、名古屋第十一、大阪第十三、東京十五、以上十二行ハ明治九年七月一日以降同十年六月三十日マテ一周年間ニ開業免状ヲ下付セラレタルモノニシテ内第一第二第四第五ノ四行ハ改正条例ノ頒布セラル、ニ及ヒ更ニ開業免状ヲ下付セラレタル者ナリ）」¹⁾ニ下付シテ自今該規則ニ照準スヘキ旨ヲ達シ同時ニ考課状雛形ヲ配布セリ」²⁾

右の「規則」中当面の研究にとつて最も関係の深い「半季利益金割合報告」（損益計算書兼利益処分計算書）に關する規定はつぎの通りであつた。

「此報告ハ銀行ノ損益ヲ詳明ニスルモノニシテ之ヲ製スルニハ其利益ニ属スル諸勘定ヲ該野表中設クル所ノ借方桁面各名称ノ下ニ登記シ又損失ニ属スルモノヲ其貸方桁面各名称ノ下ニ登記スヘシ而シテ前半季繰越金並ニ同滞貨準備（金利益繰戻シ）等（若シ之アラハ）ヲ借方ハ其標題ノ下ニ登記シ当半季銀行所有物償却役員賞与金並ニ後半季繰込滞貨準備（金）等（若シ之アラハ）ヲ貸方ハ其標題ノ下ニ夫々記入シ了リテ雙方差引ヲナスヘシ斯ノ如クシテ得ル所ノ残高ヲ以テ当半季純益金トナシ此内ヨリ積立金並ニ割賦金ヲ引去残額（若シ之アラハ）ヲ後半季繰込金トナ

[第一図表]

国立銀行報告差出方規則の半季利益金割合報告

借方	貸方
利益	損失
前半季繰越金	所有物債却 役員賞与金
前半季滞貨準備	後半季繰込滞貨準備
	純益金
	{ 積立 金 割賦 金 後半季繰込 金 }

第一国立銀行明治9年下半季利益金割合報告

借方	貸方
本・支店損 本・支店雑費	前半季繰越 本・支店益
営業用家作及家具 代之内償却	前半季繰越滞貨抵 当
諸抵当金(滞貨抵 当)	
賞与金	
純益金	
{ 別段 積立 金 割賦半季繰込 金 }	

明治前期の「国立銀行」における減価償却(承前)

- (a) 片野一郎『日本・銀行簿記精説』p.161の明治10年大蔵省判定「利益金割合報告」様式の構造という図表では、「役員賞与金」が割賦金(配当金)のあとに位置しているが、これは誤りである。
- (b) 『日本金融史資料・明治大正編・第三巻』附録, pp.118—119.

シ其標題ノ下ニ一々記載シ……差出スヘシ」(傍点一高寺)

右の半季利益金割合報告は、利益が借方損失が貸方
にきて、損益の左右配置が逆転していることと「前半
季繰越金」の上下配列が「総益金」の上から下に移っ
たことを除けば、第一国立銀行の明治9年下半季利益
金割合報告となんら変わった点は見出されない。(第一図
表参照) このことは後者の様式を若干変えて前者が作
成された結果であるように一見思えるが、逆に解釈し
た方がより適切である。というわけは、明治9年九月
に国立銀行報告差出方規定が作成されてから同年下半
季の決算報告までは四カ月の期間があり、この間第一
国立銀行はなんらかのルートを通じて、明治一〇年六
月に若干の修正が加えられる前の国立銀行報告差出方
規則を入手し、それにしたがって明治9年下半季利益
金割合報告を作成したと推察できるからである。だと
すると、第五国立銀行がはやくから償却計画を立てて

第六表

第一・第四国立銀行における減価償却実施状況

(単位円)

半 季	第一国立銀行			
	考課状	銀行所有物	所有物消却 (ただし、計算事項の 説明では「償却」)	備 考
(明治) 10 年 上	第 八 回	地 所 10,090 家作土蔵 99,210	10,200	〔純益金の $\frac{1}{15}$ 〕
10 年 下	第 九 回	地 所 10,090 家作土蔵 89,010	10,600	
11 年 上	第 十 回	地 所 10,090 家作土蔵 78,410	29,700	
11 年 下	第 十 一 回	地 所 10,090 家作土蔵 50,444.542	18,334.542	
半 季	第四国立銀行			
	考課状	銀行所有物	所有物消却	創業入費消却
(明治) 10 年 上	第 七 回	所有地 6,500 家屋土蔵 4,384.593 什 器 254.80	500 380.593	(1,213.621の内) 300
10 年 下	第 八 回	所有地 6,000 家屋土蔵 4,004 什 器 254.80	500 504 54.80	313,621
11 年 上	第 九 回	所有地 5,500 家屋土蔵 3,500 什 器 200	300 200 118.07	300
11 年 下	第 十 回	所有地 5,200 家屋土蔵 6,448.418 什 器 228.45	3,076.868	300

明治前期の「国立銀行」における減価償却(承前)

第八十八卷 三三八 第五号 四二

- (1) 第一国立銀行は『日本金融史資料・明治大正編・第三卷』附録, pp. 140, 144, 174, 176, 210, 214, 250, 252。(2) 第四国立銀行は、同上, 附録, pp. 286, 287, 295—297, 304—305, 314, 315。による。

いたにもかかわらず、すぐにはそれを実行に移さず、明治九年下半期になつてはじめて減価償却を開始したこと、また第一国立銀行や第四国立銀行が減価償却をあらわす用語を明治九年下半季に「戻シ入」「消却」から「償却」へ変えたことも、すべて右の「規則」の影響の結果であると判断して決して誤りでないであらう。

このように明治九年九月の国立銀行報告差出方規則は第一・第四・第五の各国立銀行の会計にたいして大きな影響を及ぼしたが、当面の研究にとつてより重要な問題は右の「規則」の他の国立銀行への浸透作用である。より具体的にいうと、明治八年上半季から第一・第四国立銀行で実践されたきた減価償却が、右の「規則」によつて、明治九年八月の改正国立銀行条例公布以後それにしたがつて新たに創立された第三及び第六以下第五百五十三までの各国立銀行（以下「第二期に新設された国立銀行」という）に強制された点を重視しなければならない。たとえば、右の「規則」の交付後半年を経た明治一〇年一月一三日に発行された大蔵省銀行課編集（編纂係）二等属遠山敬止、七等属棒頼、御用掛田口卯吉、御雇吹田勘十郎⁴⁾の「銀行雑誌」第壹号は「客歳八月一日改定銀行条例頒布以來各地方ニ銀行ヲ創立セント謀ルモノ陸續絶エス……今此雜誌ヲ発行スルニ当リ此ノ一篇ヲ草シテ以テ創立ノ順序ヨリ営業ノ方法ニ至ル迄……ヲ示サント」⁵⁾「国立銀行創立心得」という巻頭文をのせ、その中でつぎのように創業費、土地家屋什器の漸次的償却が強制されていることを教示していた。

「創業入費、地面家屋買入代、金庫ノ建設費ヨリ銀行紙幣ノ製造費、諸役員ノ月給旅費其他諸帖簿、野表ニ至ル迄ノ営業入費ハ皆ナ資本金ノ内ヨリ支出スルモノニシテ実ニ利用スヘキ金額ノ幾分ヲ減スルモノナリ右費額ノ内創業入費、地所、家屋、金庫等ノ代価ハ其半季利益金中ヨリ引去リテ一時ニ戻シ入ルヲ要セサレトモ、漸次ニ戻シ入レ」其他ノ如キハ一々之ヲ償却スベキモノナリ又滞貨アルトキハ其準備モ利益中ヨリ備ヘザルベカラス此等ハ則チ

第七表

明治10年上半年～11年下半季における国立銀行減価償却状況

（単位・円）

半季	国立銀行名称	報告	固定資産名称	償却前資産額	減価償却名称	償却額	備考	
明治10年上	東京 第三	第2回	[略]	[略]	家具代ノ内償却	493.186		
	山梨 第十	第1回	[略]	[略]	営業用家具代償却	618.978		
11年上	横浜 第二	第8回	営業用地所家屋什器	24,950.000	営業用地所家屋代価ノ内消却	2,000.000	家屋建築積立金 139,333 創業入費消却または償却 15,000.000	
	松本 第十四	第2回	{ 建築土蔵 什器	175.659 381.872	(役員賞与所有物償却)	604.761		
	東京 第十五	第3回	銀行所有物	34,005.302	—	0		
	上田 第十九	第2回	家作土蔵什器代価	2,362.055	—	0		134.000
	東京 第二十	第2回	—	0	—	0		375.000
	横浜第二十一	第2回	営業用什器	611.673	所有物代価へ消却	30.584		40.783
	岡山第二十二	第2回	{ 地所家屋土蔵 什器	3,920.570 1,216.624	地所家屋代価へ償却	180.000		180.000
	東京第三十三	第1回	所有物	209.851	所有物消却	25.000		225.000
	11年下	土浦 第五十	第1回	営業用什器	17.761	銀行所有物償却		.888
	横浜第七十四	第1回	営業用家屋地所並什器	10,289.354	営業用地所家屋並ニ創業入費ノ内ニ償却	330.000		
	東京第九十五	第1回	銀行所有物	3,100.000	所有物消却	124.000	96.000	

(1) 第50国立銀行は『常陽銀行二十年史』昭和30年, pp.160—162, による。

(2) その他の銀行は, 上から順に, 「東京日日新聞」第1688号(明治10年7月19日), 第1726号(明治10年9月1日), 1988号(明治11年7月19日), 2013号(明治11年8月19日), 1995号(明治11年7月27日), 2028号(明治11年9月6日), 1993号(明治11年7月24日), 2008号(明治11年8月3日), 2017号(明治11年8月23日), 2004号(明治11年8月8日), 2136号(明治12年1月21日), 2137号(明治12年1月22日), による。

銀行ニ支消スル所ノ費金ノ合計ナリ之ヲ前ニ述ル所ノ利益中ヨリ差引タル残高ハ則チ割賦金償与等ヲ払フノ資金ナリ」(傍点一高寺)

それでは、右のような償却強制を第二期に新設された各国立銀行はどのように受けとめていたであらうか。このことを明らかにするため、比較的是やく創設されたナンバーの若い国立銀行の第一回または第二回(第二国立銀行の第八回はとび入りの決算公告からと、もう一つ全国立銀行一五三行がほぼ出そろつた明治二十二年上半季——明治九年ノ下半季以来国立銀行ノ創立漸ク多キヲ加ヘ十一年度(十一年七月ヨリ十二年六月ニ至ル)ニ至リ遂ニ一百四十有八ノ多キ)に達した——の決算公告から、それぞれ減価償却の実施状況を示す表を作成してみると、各国立銀行の受けとめ方には二つの型があることがわかる。(第七表、第八表参照)第六表に参考として示した第四国立銀行のように「本社紙幣ノ代価並押入費株式券状新製代価等……ハ全ク創業ニ関スル入費ニシテ營業用ニ類以ス」という認識から出發して、創業費償却と固定資産減価償却を同時に(もちろん創業費償却の方ははるかに短い期間に、たとえば第四国立銀行では最初「凡ニケ年間ニシテ悉皆償却スヘキ見込ナリ」と計画を立て、実際に二年間で全額償却した)おこなつたものが第一の型に属する。他方、第二の型には、第八十一国立銀行がその第二回決算報告中の「明治十二年上半季利益金配当ノ事」で「銀行所有物銷却ハ創業入費銷却ノ後ニ譲ル」といつて「銀行創業入費……トシテ金四百円ヲ引去」つていたように、創業費償却だけを計上し、固定資産減価償却をあとまわしにしたものが入る。この第二の型の典型は第十五国立銀行である。当行は明治一〇年五月一八日決定の定款第三十七条で「全体ノ殖益金ヨリ」「銀行創業入費並ニ地所家作年賦戻シ入分」及び「現費」すなわち「銀行一切ノ諸経費並役員ノ俸給其他臨時償与ノ分」「ヲ引去リ純益金ヲ現ハシ純益金ノ内ヨリ別段積金ヲ取除ケ残り金高ヲ以テ総株主へ割

第八表

明治12年下半季国立銀行減価償却状況

(単位・円)

国立銀行名称	開業日	固定資産名称	償却前資産額	減価償却名称	償却額	備考
東京第一	明治6.7.20	営業用地所家屋	32,299.390	—	0	
高知第七	10.3.15	地所家屋什器代価	2,318.951	地所家屋什器償却	337.000	
東京第十五	(10.9.27)	地所代価	3,000.000	所有物償却	0	創業入費消却
		家屋土蔵代価	26,697.965			
熊本第九	10.12.15	什器	5,797.264	所有物償却	150.000	創業入費償却
		地所家屋土蔵什器	6,500.151			
岐阜第十六	10.10.1	償代価	89.666	所有物消却	20.000	創業入費消却
長崎第十八	10.12.20	什器	615.792	所有物消却	525.877	創業入費消却
		家作土蔵	825.877			
上田第十九	10.12.8	什器	1,904.000	所有物消却	400.000	創業入費消却
		家作土蔵	655.203			
大阪第三十四	11.4.13	銀行所有高	3,107.082	所有物償却	257.082	創業入費〔償却〕
		地所	722.000			
天津第六十四	11.7.20	家作土蔵	2,110.000	所有物品代価ノ内 ～消却	222.346	創業入費消却
		什器	997.259			
前橋第三十九	11.11.9	—	0	—	0	創業入費消却
館林第四十	11.11.5	—	0	—	0	創業入費消却
多治見第四十六	(12.2.14)	家作土蔵什器代	1,889.069	創業費並所有物代 ノ内消却	200.000	
土浦第五十	11.9.9	営業用什器	92.221	創業費並什器償却	145.000	
水戸第六十二	11.10.25	什器	14.481	所有物消却	14.481	創業入費消却
郡山第六十八	12.1.11	銀行所有物	936.928	所有物消却	33.928	創業入費消却
金沢第七十五	12.1.25	銀行所有物	1,148.357	—	0	創業入費消却
松江第七十九	11.11.23	営業用什器	343.591	創業費及所有物消 却	350.000	
		家作	209.686			
鳥取第八十二	11.11.24	営業用什器	898.247	営業用什器償却	89.725	創業入費償却
大聖寺第八十四	12.1.4	営業用地所家作土 蔵什器	707.690	所有物消却	61.761	

川越 第八十五	11.12.17	所有物代価	2,461.992	所有物償却	461.992	創業入費償却
大橋 第八十七	11.12.5	家屋土蔵	465.569	所有物消却	43.362	創業入費消却
一ノ関 第八十八	11.12.13	什器	134.166	—	0	創業入費消却
盛岡 第九十	11.12.2	營業用什器	98.930	—	0	創業入費消却
福井 第九十二	11.12.2	營業用什器	73.418	—	0	創業入費消却
小城 第九十七	11.3.25	地所家作土蔵什器	73.418	所有物創業費消却	150.000	創業入費消却
平戸 第九十九	11.3.25	創業費	4,546.024	所有物消却	91.827	創業入費消却
水戸 第四百	12.2.15	所有物代価	604.268	所有物消却	50.000	創業入費消却
津 第四百五	11.10.22	所有物代価	810.000	所有物消却	34.087	創業入費消却
佐賀 第四百六	12.3.11	所有物代価	681.738	所有物消却	—	創業入費消却
東京 第四百十二	12.4.1	銀行什器	1,078.605	所有物消却	—	0
高松 第四百十四	12.4.1	家作土蔵	927.517	所有物償却	240.000	創業入費消却
飯山 第四百十七	11.10.8	營業用家屋物	1,329.636	—	0	創業入費消却
彦根 第四百三十三	11.11.6	銀行所有物	2,160.000	—	0	創業入費消却
笹山 第四百三十七	12.1.15	什器	31.270	什器並ニ創立入費 ノ内へ消却	70.813	創業入費償却
二俣 第四百三十八	12.4.1	什器代価	220.540	所有物償却	160.000	創業入費償却
八戸 第四百五十	12.6.15	營業用什器	701.807	所有物償却	6.691	創業入費償却
鹿兒島 第四百四十七	12.3.1	銀行營業用什器	133.824	所有物消却	12.116	創業入費消却
	(12.5.2)	地所家作土蔵	100.702	—	0	創業入費消却
		什器	110.640			
		家作土蔵	4,889.360			
		什器	198.250			
		地所家作土蔵	2,234.048	創業入費及所有物 ノ内へ消却	856.149	
		什器	5,621.032			
			1,096.415			

(1) 開業日は『明治財政史・第13巻』pp.248, 260—273.による。

(2) 第15国立銀行は『日本金融史資料・明治大正編・第3巻』昭和32年, pp.372—376。第114国立銀行は『百十四銀行八十年誌』昭和34年, pp.158—159, 別表による。

(3) その他の銀行は『東京経済雑誌』第18号(明治13年1月15日), pp.24—25, 第19号(明治13年1月31日), pp.58—63, 第20号(明治13年2月14日), pp.90—97, 第21号(明治13年2月28日), pp.130—137, 第22号(明治13年3月15日), pp.179—180, 第24号(明治13年4月10日), p.256—259.による。

賦シ¹¹⁾と規定していたながら、明治一〇年上半季の第一回考課状から明治一二年下半季の第六回考課状までの記述によると、創業入費償却しか計上していない。だが、その後には固定資産の減価償却をおこなっている。少し期間がずれるが、明治一五年上半季の第十一回考課状の「損益勘定ノ事」には利益処分ノ項目中に銀行税の次に「金巻万五千円、所有物消却」がみられる。

このように、第二期に新設された各国立銀行で固定資産の減価償却を回避したものはなく、おそかれはやかれ「所有物償却」をおこなっていたから、さきにもべた償却強制はほぼ完全に実行されたといつて間違ひではないが、この場合各地方の国立銀行が償却強制に喜んで従つたのではないことに注意する必要がある。いま固定資産の償却率をみてみると、明治八年上半季から減価償却をやつてきた第一国立銀行は定款第三十六条にしたがい「純益金ノ十五分ノ一……ヲ營業用家作土蔵ノ償却トシテ¹⁴⁾」かなり高率の減価償却をしていた。これに対し、第二期に新設された国立銀行の減価償却は、さきにもべたようにその大半が後期へ繰延べられたばかりでなく、第七国立銀行の原始定款（明治一〇年一月）第三十七条における「純益金高五十分ノ一（ヲ）營業用地所家作ノ戻シ金¹⁵⁾」として純益金を処分すべしという規定からもうかがえるように、一般により低率であつた。これらのことはいずれも純益金に比して「徒ラニ割賦金ノ多キヲ希望シ¹⁶⁾」た各地方の国立銀行が政府の上からの償却強制をしぶしぶ受け入れた結果に外ならないであろう。

以上考察したように、明治九年八月公布の改正国立銀行条例にしたがい各地方に新設された国立銀行は政府の上からの償却強制にたいし減価償却の繰延べまたは償却率の引下げという形をとつて抵抗しつつも、償却強制をはねのけることなくくりかえし減価償却を実践していった。その結果、国立銀行会計の中に減価償却が制度として定着

し、次第に減価償却慣習が形成されて、減価償却実務が他の産業部門に散開する橋頭堡となった。

- (1) 『銀行課第一次報告自明治六年七月至明治十二年六月』明治十三年、二九一—三〇頁。
- (2) 『明治財政史・第十三卷』六五八頁。
- (3) 右同、六六〇頁。

「大蔵省へ〔明治十三年一月に本文にその一部をかかげた〕国立銀行報告差出方規則ヲ改正シテ……明治十三年十二月之ヲ各国立銀行ニ通達シテ翌十四年一月ヨリ右規則ニ準拠シ一切ノ報告ヲ差出スヘキコト、ナセリ爾來十八九年ノ間該規則ハ其効力ヲ保チ国立銀行終了ニ至ルマテ一度モ変更スル所ナカリキ其改正規則」(『明治財政史・第十三卷』六六六頁)中の「利益金割合報告表」の規定はつぎの通りであり、改正前の「半季利益金割合報告」とくらべて変わった点は「銀行税」という項目が付加わたつたのと、「所有物償却」という用語が「所有物銷却」に代つただけである。

「此報告表ハ銀行ノ損益ヲ詳明ニシ其利益ノ割合ヲ顯ハスモノニシテ其記載ノ方法ハ總テ利益ニ屬スルモノハ借方ニ又損失ニ屬スルモノハ貸方ニ記載スヘシ(例へハ總勘定元帳中利息勘定ノ貸方金額ハ之ヲ該表ノ借方ニ於ケル利息ノ口取ニ又同勘定借方ノ金額ハ之ヲ該表ノ貸方ニ於ケル利息ノ口取ニ記載スルカ如シ)而シテ前半季繰越金並ニ同滯貸準備(若シ之アラハ)ヲ借方ニ又銀行税所有物銷却役員賞与金並ニ後半季繰込滯貸準備(若シ之アラハ)ヲ貸方ニ記載シ了リテ雙方差引其残高ヲ以テ当半季純益金トナシ此内ヨリ積立金並ニ割賦金ヲ引去リ其残額ハ後半季繰込金トナシ夫々之ヲ記載スヘシ」(『明治財政史・第十三卷』六六八頁、傍点—高寺)

- (4) 右同、六四八頁。
- (5) 『日本金融史資料明治大正編・第六卷』昭和三二年、三頁。
- (6) 右同、五頁。
- (7) 『銀行課第一次報告』四〇頁。
- (8) 『日本金融史資料明治大正編・第三卷』附録、二八六頁。
- (9) 右同、二八六頁。
- (10) 『兩羽銀行六十年史』昭和三二年、七六頁。

明治前期の「国立銀行」における減価償却(承前)

第八十一国立銀行「明治十三年下半年実際報告」の「貸方」「什器八三五・五七五」にたいし「利益金割合報告」の「貸方」には「所有物償却五〇・〇〇〇」が計上されている。（同上、八四頁）

- (11) 『三井銀行八十年史』昭和三二年、六三二頁。
- (12) 『日本金融史資料』明治大正編・第三卷』附録、三三三―三三六頁。
- (13) 『三井銀行八十年史』六四六頁。
- (14) 『日本金融史資料』明治大正編・第三卷』附録、一三九頁。
- (15) 『四国銀行五十年史』昭和二五年、四五頁。
- (16) 『銀行課第一次報告』一三七頁。

〔追記〕 今回は「日本海運業における減価償却の生成過程」をとりあげる予定でいる。